

株 主 各 位

愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
V T ホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 一 穂

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年6月27日（月曜日）午後6時までには、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目11番13号
ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.vt-holdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成28年6月27日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®
又は、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国内の新車販売市場は、登録車については持ち直しの傾向が見られるものの、昨年4月のエコカー減税の厳格化と軽自動車税の増税等の影響により届出車の落ち込みが続き、当期における国内の新車販売台数は前期比6.8%のマイナスとなりました。

当連結会計年度における当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の状況は、前連結会計年度に子会社化した自動車ディーラーの販売が通期でフルに寄与したものの、国内市場の落ち込みと中古車輸出の販売台数減をカバーするには至らず、新車、中古車を合わせた自動車販売台数は73,817台となり、前期に比べ776台(1.0%)減少いたしました。

当社グループでは、かねてより新車販売動向に業績が左右されにくい企業体質を実現するため、新車の付加価値を上げることに加え、中古車販売の強化、サービス部門やレンタカー部門の収益拡大、経費削減、財務体質の強化等に総合的に取り組んでまいりました。また、国内外で本業分野のM&Aによる事業規模拡大にも注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高が1,464億68百万円(前期比7.4%増)、営業利益が76億19百万円(前期比3.7%増)、経常利益が76億3百万円(前期比2.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益が40億90百万円(前期比11.7%減)となり、売上高、営業利益、経常利益は前期を上回る結果となりました。

(2) セグメントの業績概況

[自動車販売関連事業]

新車部門では、ホンダ車の販売台数が5,934台(前期比10.7%減)、日産車の販売台数が14,417台(前期比8.3%減)と国内販売は苦戦しましたが、海外を含めた当社グループの新車販売台数は27,549台(前期比0.2%増)となり、増収を確保したものの若干の減益となりました。

中古車部門では海外への輸出台数が7,089台(前期比16.2%減)と苦戦しましたが、国内販売と海外ディーラーの中古車販売に注力し、当社グループ全体の中古車販売台数は46,268台(前期比1.8%減)と台数ベースでは微減とな

ったものの、市況が好調に推移したことで高額車種の増加等により増収増益を確保いたしました。

サービス部門では、前連結会計年度的車検入庫対象台数が一時的に少ない時期にあたる特殊要因が解消し、点・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力し、増収増益となりました。

レンタカー部門では前連結会計年度に新規出店した店舗と既存店の稼動が堅調に推移したため増収増益となりました。

以上の結果、売上高は1,400億57百万円（前期比6.7%増）、営業利益は77億16百万円（前期比5.6%増）となりました。

[住宅関連事業]

当社グループでは建築家とコラボレーションした高級住宅を中心に展開しており、ニーズの高まりとともに受注棟数・竣工棟数は堅調に推移し、業務の効率化や工事期間の短縮等に注力し収益率の改善にも努めてまいりました。

また、平成26年8月1日付でマンションデベロッパーの(株)エムジーホーム（証券コード：8891）を子会社化し、新たに分譲マンション事業を展開し、販売戸数も順調に推移しております。

以上の結果、売上高は62億68百万円（前期比26.9%増）、営業利益は2億90百万円（前期比19.6%増）となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資額は89億25百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における試乗車、代車等の取得（25億85百万円）、レンタカー車両の取得（36億48百万円）、新規出店及び建替えのための土地の取得及び店舗の新築（16億91百万円）等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金として、主に金融機関からの借入によっております。

(5) 重要な組織再編等の状況

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成28年2月22日に自動車販売関連事業において新たな輸入車ディーラーを営むため、(株)モトーレン静岡を設立いたしました。

当社は、平成28年3月1日に子会社であったVTインターナショナル(株)の発行済株式の全てを売却いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aにより事業規模を拡大することを主要な経営戦略としており、そのための経営基盤整備策として、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内の新車販売が長期的に減少傾向であることから、当社グループの自動車ディーラー各社は、基盤収益である中古車部門、サービス部門の収益性を高めることで、新車販売動向に業績が左右されにくい企業体質の実現を目指しております。

また、中古車輸出における販売地域の拡大と商品付加価値の向上、直営・フランチャイズ両面によるレンタカー店舗網の全国展開により、グループとしての基盤収益のさらなる向上を目指しております。

② 財務体質の強化

長期安定的に事業規模を拡大するためには、財務体質の強化が重要であるとの認識により、これまでも、平成19年3月の第三者割当増資、平成21年8月の新株予約権付社債の発行、平成24年11月の新株予約権の発行等、自己資本の充実を図り、M&A資金の確保と自己資本比率の改善に取り組んでまいりました。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、既存事業の営業キャッシュ・フローの向上に注力しつつ、負債の削減にも取り組む等、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進し、資本市場での資金調達も含め、財務体質の強化に努めてまいります。

③ コーポレートガバナンスの強化

当社は、上記施策を適切に推進し、長期的な企業価値の向上につなげるため、独立役員、社外取締役の選任等により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

引き続き、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレートガバナンスの充実、及び法令順守の徹底に努めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 31 期 (平成25年3月期)	第 32 期 (平成26年3月期)	第 33 期 (平成27年3月期)	第 34 期 (当連結会計年度 平成28年3月期)
売上高(百万円)		118,317	132,682	136,376	146,468
経常利益(百万円)		7,659	9,976	7,434	7,603
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		4,775	5,126	4,633	4,090
1株当たり 当期純利益(円)		134.80	46.29	39.38	34.77
総資産(百万円)		79,510	82,337	92,772	94,979
純資産(百万円)		21,157	28,955	32,604	34,697

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成26年4月1日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益については、第32期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

なお、第31期の期首において当該株式分割が行われたと仮定して算定した第31期の1株当たり当期純利益は以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益(円) 44.93

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ホンダカーズ東海	90 <small>百万円</small>	100.00%	自動車の販売・修理
長野日産自動車(株)	37 <small>百万円</small>	100.00	自動車の販売・修理
静岡日産自動車(株)	80 <small>百万円</small>	100.00	自動車の販売・修理
三河日産自動車(株)	30 <small>百万円</small>	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ埼玉	40 <small>百万円</small>	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ奈良	90 <small>百万円</small>	100.00	自動車の販売・修理
CCR MOTOR CO., LTD.	25,752 <small>千ポンド</small>	100.00	自動車の販売・修理
GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED	3 <small>千ポンド</small>	100.00	自動車の販売・修理
(株)トラスト	1,349 <small>百万円</small>	79.00	自動車の輸出
J-net レンタリース(株)	60 <small>百万円</small>	99.45 (54.20)	自動車賃貸
(株)エムジーホーム	1,168 <small>百万円</small>	42.54	分譲マンションの企画・販売
(子会社 他18社)			

(注) 1. 上記議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	静岡日産自動車(株)
特定完全子会社の住所	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目7番48号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	6,647百万円
当社の総資産額	27,242百万円

② 企業結合の成果

連結子会社は28社あり、持分法適用会社は2社あります。当連結会計年度の売上高は1,464億68百万円(前期比7.4%増)、経常利益は76億3百万円(前期比2.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は40億90百万円(前期比11.7%減)となりました。

(9) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業区分	事業内容
自動車販売 関連事業	ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー、日産系ディーラー、輸入車ディーラー、輸入車インポーター及び海外自動車ディーラーからなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業及び自動車の輸出事業を行っております。 以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門の各部門で構成されております。
住宅関連事業	分譲マンションの企画・販売、一戸建て住宅の販売、建築請負等を行っております。

(10) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県東海市
名 古 屋 事 務 所	愛知県名古屋市

② 主要子会社の事業所

(株) ホンダカーズ東海	愛知県東海市
長野日産自動車(株)	長野県長野市
静岡日産自動車(株)	静岡県静岡市
三河日産自動車(株)	愛知県安城市
(株)日産サテリオ埼玉	埼玉県さいたま市
(株)日産サテリオ奈良	奈良県大和郡山市
CCR MOTOR CO. LTD.	英国グロスター市
GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED	英国カーディフ市
(株) ト ラ ス ト	愛知県名古屋市
J-net レンタリース(株)	愛知県名古屋市
(株) エムジーホーム	愛知県名古屋市

(11) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
自動車販売関連事業	2,482名	41名増
住宅関連事業	79名	19名増
その他	18名	4名増
合計	2,579名	64名増

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員461名は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末と比べて、住宅関連事業の従業員が著しく増加いたしました。これは主にエムジー総合サービス㈱を新たに連結の範囲に含めたことによるものであります。
3. 前連結会計年度末と比べて、「その他」の従業員が著しく増加いたしました。これは、連結子会社数の増加に対応して、本部人員の増強を図ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
18名	4名増	40.2歳	7.1年

- (注) 1. 上記従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ4名増加しておりますが、これは連結子会社数の増加に対応して、本部人員の増強を図ったことによるものであります。

(12) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱ 静岡銀行	4,009百万円
㈱ りそな銀行	2,893
㈱ みずほ銀行	2,208
㈱ 大垣共立銀行	1,772
㈱ 横浜銀行	1,449
㈱ 中京銀行	1,119

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所よりご承認いただき、平成27年5月22日付で、当社株式は東京証券取引所JASDAQ市場から同取引所市場第一部に、名古屋証券取引所市場第二部から同市場第一部に市場変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 169,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 117,654,456株 (自己株式1,726,578株を除く。)
- (3) 株主数 3,502名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(有) エスアンドアイ	14,209 ^{千株}	12.07%
三井住友海上火災保険(株)	7,662	6.51
損害保険ジャパン日本興亜(株)	7,404	6.29
ビービーエイチ マシユーズ ジャパン フアード	5,505	4.67
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	5,225	4.44
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ フィデリティ ファンズ	5,202	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4,801	4.08
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,460	3.79
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	3,702	3.14
東京海上日動火災保険(株)	3,702	3.14

(注) 持株比率は、自己株式(1,726千株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年3月31日現在)

		第5回新株予約権	
発行決議日		平成26年6月24日 (取締役会の発行決議 平成27年6月1日)	
新株予約権の数		400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,800円 (1株当たり 718円)	
権利行使期間		平成29年6月17日から平成34年6月16日まで	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有状況	取締役	新株予約権の数	400個
	(社外取締役を除く)	目的となる株式数	40,000株
		保有者数	2人

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者は当社又は当社の関係会社のいずれかに在籍・在任していなければなりません。ただし、任期満了及び死亡による場合は除きます。新株予約権の相続人が存在する場合は、相続人を1人に限定し、当社の定める条件に従うときは、新株予約権を承継し、行使することができます。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権	
発行決議日		平成26年6月24日 (取締役会の発行決議 平成27年6月1日)	
新株予約権の数		5,480個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 548,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,800円 (1株当たり 718円)	
権利行使期間		平成29年6月17日から平成34年6月16日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	160個
		目的となる株式数	16,000株
		交付者数	7人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	5,320個
目的となる株式数		532,000株	
交付者数		185人	

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者は当社又は当社の関係会社のいずれかに在籍・在任していなければなりません。ただし、任期満了及び死亡による場合は除きます。新株予約権の相続人が存在する場合は、相続人を1人に限定し、当社の定める条件に従うときは、新株予約権を承継し、行使することができます。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高橋 一穂	代表取締役社長	
伊藤 誠英	専務取締役	経営戦略本部長
山内 一郎	常務取締役	管理部長
加藤 和彦	取締役	㈱日産サテリオ埼玉 代表取締役社長
堀 直樹	取締役	㈱ヤマシナ 代表取締役社長
朝熊 康則	取締役	
山田 尚武	取締役	弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表
加藤 晴規	常勤監査役	
河合 重幸	常勤監査役	
柴田 和範	監査役	㈱柴田会計 代表取締役社長 仰星監査法人 理事 ㈱トラスト 社外監査役
鹿倉 祐一	監査役	鹿倉法律事務所 代表 ㈱トラスト 社外監査役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
平成27年6月25日開催の第33期定時株主総会において、新たに山田尚武氏が取締役に選任され就任いたしました。
2. 上記重要な兼職のほか、当社役員による他の上場会社の役員の兼任状況は、次のとおりであります。
- ・取締役伊藤誠英 ㈱トラスト 取締役、㈱エムジーホーム 取締役、㈱ヤマシナ 社外取締役、㈱ハウスフリーダム 社外監査役
 - ・取締役山内一郎 ㈱エムジーホーム 社外取締役、㈱ヤマシナ 社外監査役
3. 取締役朝熊康則、山田尚武の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一の各氏は、社外監査役であります。
5. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は取締役朝熊康則、山田尚武、監査役加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、㈱東京証券取引所及び㈱名古屋証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 名 (2)	291 百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	23 (14)
合 計 (うち社外役員)	11 (5)	315 (25)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月24日開催の第32期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で平成20年6月27日開催の第26期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額90百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年1月20日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額51百万円（取締役7名に対し49百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役3名に対し1百万円））が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山田尚武氏は、弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表であります。当社と同所の間には委任契約がありますが、当社からの支払額は、同所の規模に比して少額であり、かつ同氏は当社の案件には一切関与しておらず、特別の利害を生じさせる重要性はありません。
 - ・監査役柴田和範氏は、㈱柴田会計の代表取締役社長、仰星監査法人の理事及び当社の連結子会社である㈱トラストの社外監査役であります。当社と同社、同監査法人との間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役鹿倉祐一氏は、鹿倉法律事務所の代表及び(株)トラストの社外監査役であります。当社と同所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	朝熊康則	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる取締役としての豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	山田尚武	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	加藤晴規	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	柴田和範	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	鹿倉祐一	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

③ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	員 数	報 酬 等 の 額
社 外 役 員	5 名	27 百万円

(注) 社外役員が当事業年度中に当社の子会社から受取った役員報酬等の総額1百万円を含んでおります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人東海会計社

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として監査法人東海会計社に委託した対価が含まれております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている会社があります。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準に関する情報提供等を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりです。

(最終改定：平成27年6月25日)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社のコンプライアンス担当取締役を責任者として、グループ行動規範・コンプライアンス規程等のルール整備及びグループコンプライアンス委員会（以下、委員会といいます。）の設置、担当部署への人員配置等の組織整備を行うとともに、内部通報制度として違反行為を発見した場合の通報窓口（コンプライアンス相談窓口）を外部法律事務所に設け、取締役及び使用人による法令・定款の遵守を徹底します。

イ 重要なコンプライアンス上の事態が発生した場合は、各社から委員会に対して報告を行い、委員会において対策等を審議したうえで各社の取締役会へ報告します。

ウ コンプライアンス担当取締役は、委員会を通じてグループ内のコンプライアンスの実施状況を管理し、教育研修体制の構築を推進することでグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を図ります。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 取締役の職務執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報といいます。）は、取締役管理部長を責任者として、法令及び当社社内規程等に從って適切に保存管理します。

イ 取締役管理部長は、社内の重要事項に係る職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索する事が可能な体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 当社は、リスク管理に関する基本ルールである「リスク管理規程」を策定しており、当該規程に基づき、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応までの一連の活動を通じた体系的なリスク管理体制を確立します。また、子会社を含めたグループとしてのリスク管理を強化する為、グループ戦略会議において当社及び当社グループ内で発生が予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止する為の協議を行います。

イ 内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として「内部監査規程」に基づく監査計画を策定し、内部監査を行うこととしており、内部監査を通じて損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 経営計画のマネジメントについては、経営理念に基づき策定される年度計画及び中期経営計画の目標達成のために各業務執行ラインで活動することとし、経営計画が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検査を行います。

イ 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」に基づき該当事項を取締役に付議し、取締役会においては経営判断の原則を踏まえ、議題に関する十分な資料を全役員に配布します。

ウ 日常の業務執行については、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者がそれらの規程に基づき業務を遂行します。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の適切な経営管理を行い、グループ戦略会議を通じて、子会社等における損失リスクの管理に努めます。

イ 当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社等と共有します。

ウ グループ会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、当社内部監査室は子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置します。

イ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に従いその職務を行います。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告等に関する事項
- ア 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、以下の項目をはじめとする必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況に関する報告
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- イ 前項各号に係る報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止します。
- ⑨ 監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で抛出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還します。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意します。
- ⑩ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- ア 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全力を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関りを持たない」旨を規定し、全取締役及び使用人へ周知徹底します。

イ 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、コンプライアンス推進室を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システムに対する取り組みの状況

当社は、平成27年6月25日の当社取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針の内容を一部改定しました。

当該改定後、その趣旨、内容等につきましては当社及び当社グループ各社に説明を行い、周知いたしました。

② コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社は、当社コンプライアンス担当取締役を委員長、当社社外取締役及び当社グループ各社の経営責任者を委員とする「グループコンプライアンス委員会」を設置しております。

当該委員会は、当事業年度において2回開催されており、当社グループ内における問題の早期発見と改善措置の展開、コンプライアンスに関する研修等、コンプライアンス推進の取り組みを実施いたしました。

また、コンプライアンス相談窓口を外部法律事務所に設置しており、当社グループ各社が当該相談・通報制度を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応を実施しており、四半期毎に開催されたグループ戦略会議において、適宜リスク排除・防止のための協議を行いました。

また、当社グループ各社における重点管理リスクへの対応状況のモニタリングは、当社内部監査室が各社内部監査室及び担当部署と連携してこれを実施しており、リスク管理体制の運用状況の確認を行いました。

④ 監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議には出席をし、意見を述べており、また業務執行の意思決定に係る稟議書を適宜閲覽してその内容確認を実施いたしました。

また、四半期毎に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人との意見交換会を開催し、加えて当該事業年度中に当社及び当社グループ各社の監査役が参加するグループ監査役連絡会を2回開催いたしました。

このような情報収集、情報交換を通じて、監査の実効性確保に努めました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重点課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金として活用し、株主の皆様への長期的な配当水準の維持、向上に努めたいと考えております。

なお、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度につきましては、当社の利益規模の拡大状況や東証上場会社の配当性向の平均値などを総合的に勘案したうえで、目標とする連結配当性向を40%としており、期末配当金につきましては、これらの方針に基づき1株当たり8円といたしました。

これにより、当事業年度の年間配当金は1株当たり18円、連結配当性向は51.8%となりました。なお、当事業年度の年間配当金には、中間配当にて実施した一部指定記念配当2円を含んでおります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,419	流 動 負 債	44,935
現金及び預金	7,456	支払手形及び買掛金	14,233
受取手形及び売掛金	4,662	短期借入金	13,621
リース債権及びリース投資資産	7,488	リース債務	9,855
商品及び製品	13,564	未払金	452
仕掛品	1,683	未払法人税等	1,388
原材料及び貯蔵品	82	賞与引当金	883
繰延税金資産	764	その他	4,499
その他	2,749	固 定 負 債	15,346
貸倒引当金	△32	社 債	381
固 定 資 産	56,559	長期借入金	8,126
有 形 固 定 資 産	36,587	リース債務	3,476
建物及び構築物	8,716	繰延税金負債	1,244
機械装置及び運搬具	2,017	役員退職慰労引当金	657
土地	19,407	退職給付に係る負債	720
リース資産	5,490	長期未払金	107
その他	955	資産除去債務	336
無 形 固 定 資 産	12,088	その他	295
のれん	11,528	負 債 合 計	60,281
その他	560	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	7,882	株 主 資 本	32,530
投資有価証券	5,549	資 本 金	4,297
長期貸付金	290	資 本 剰 余 金	2,832
繰延税金資産	188	利 益 剰 余 金	25,498
差入保証金	1,100	自 己 株 式	△98
その他	1,716	その他の包括利益累計額	186
貸倒引当金	△962	その他有価証券評価差額金	313
資 産 合 計	94,979	土地再評価差額金	29
		為替換算調整勘定	△156
		新株予約権	60
		非支配株主持分	1,920
		純 資 産 合 計	34,697
		負 債 純 資 産 合 計	94,979

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		146,468
売 上 原 価		118,157
売 上 総 利 益		28,310
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,690
営 業 利 益		7,619
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	77	
そ の 他	477	555
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	316	
そ の 他	254	571
経 常 利 益		7,603
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
子 会 社 株 式 売 却 益	48	64
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	62	
固 定 資 産 撤 去 費 用	99	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	651	
そ の 他	22	837
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,830
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,710	
法 人 税 等 調 整 額	△245	2,465
当 期 純 利 益		4,365
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		274
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,090

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,297	2,832	23,402	△98	30,433
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,000		△2,000
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,090		4,090
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		0			0
連 結 範 囲 の 変 動			6		6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	0	2,096	-	2,096
当連結会計年度末残高	4,297	2,832	25,498	△98	32,530

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	377	29	73	480	-	1,689	32,604
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△2,000
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,090
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動						△21	△20
連 結 範 囲 の 変 動							6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△64	-	△230	△294	60	251	17
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△64	-	△230	△294	60	230	2,093
当連結会計年度末残高	313	29	△156	186	60	1,920	34,697

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 28社

① 主要な連結子会社の名称

㈱ホンダカーズ東海、長野日産自動車㈱、静岡日産自動車㈱、三河日産自動車㈱、㈱日産サテリオ埼玉、㈱日産サテリオ奈良、CCR MOTOR CO.LTD.、GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED、㈱トラスト、J-netレンタリース㈱、㈱エムジーホーム

② 連結の範囲の変更

平成28年2月22日に㈱モトーレン静岡を設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

平成28年3月1日にVTインターナショナル㈱の発行済株式の全てを売却したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

㈱オフィスサポートセンター

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

関連会社の名称

日産部品長野販売㈱、㈱ヤマシナ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アップルオートネットワーク㈱

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（アップルオートネットワーク㈱他7社）

はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品

個別法

（新車、中古車及び販売用不動産）

b 商品（部品・用品）

主に最終仕入原価法

c 原材料

主に最終仕入原価法

d 仕掛品

個別法

e 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及びレンタカー車両については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、市場販売目的ソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費の処理方法は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<会計方針の変更>

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ73百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が0百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は0百万円増加しております。

<表示方法の変更>

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産撤去費用」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「固定資産撤去費用」は、10百万円であります。

<追加情報>

(当社子会社による事業の譲受)

当社は平成28年2月22日開催の取締役会において、当社100%子会社である㈱モトレン静岡が、三盛自動車販売㈱及びその100%子会社1社より全事業を譲り受ける旨の事業譲渡契約の締結について決議し、同日付で当該契約を締結いたしました。

1. 事業譲受を行う主な理由

三盛自動車販売㈱はBMW車の正規自動車ディーラーとして、静岡県中東部において新車販売店3店舗、中古車販売店3店舗を運営しております。静岡県中東部におけるBMW車のシェア拡大に寄与すべく、拡販に注力するとともに、当社グループで蓄積された自動車ディーラー運営のノウハウを導入し、早期に収益を拡大し、当社グループの連結業績に寄与することを目指します。

2. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 名称 三盛自動車販売㈱ 及びその100%子会社1社

(2) 事業内容 BMW製新車販売、各種中古車販売、自動車整備全般、生命保険・損害保険代理店業務、その他関連する業務

3. 譲り受ける資産・負債の内容

本件事業の円滑な承継のために当事者間で合意した資産と、それに付随する負債

4. 譲受資産、譲受負債の額 現時点では確定しておりません。

5. 事業譲受日 平成28年4月1日

6. 譲受金額 1,118百万円 (概算)

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,447百万円

3. 担保に供している資産

預金	232百万円
商品、車両運搬具	799百万円
仕掛品	566百万円
建物	2,179百万円
土地	6,627百万円
その他	23百万円
計	10,429百万円

以上は仕入債務895百万円、短期借入金800百万円及び長期借入金3,903百万円(一年以内返済予定分1,377百万円を含む)の担保に供しております。

<連結損益計算書に関する注記>

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 119,381,034株
3. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 1,726,578株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月8日 取締役会	普通株式	823	7.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月11日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	1,176	10.00	平成27年 9月30日	平成27年 11月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	941	8.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月13日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に自動車販売関連事業を行っており、資金繰り計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金につきましても銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との持ち合い株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っており、信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に事業拡大のためのM&A資金や子会社における設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金の期間は概ね5年となっております。リース債務は、主にレンタカー事業における車両のファイナンス・リース取引に係るもので、リース期間は原則5年以内となっております。また、借入金及び社債のうち変動金利によるもの並びにリース債務は、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権及び貸付金については、与信並びに債権管理規程に基づき、継続的に取引を行う取引先については、取引先ごとに信用状況をデータベース化し、定期的にこれを更新することで信用状況を常時モニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。また、新規取引を行う際には、取引開始に先立って信用状況に関する調査を実施し、その結果を取引開始の可否、取引条件設定の判断材料としております。

② 市場リスク

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

当社グループは、借入金の金利の変動リスクを抑制するために、借入金についてはデリバティブ取引を利用することがあります。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループは各社において、月次ベースで資金繰り計画表を作成し、適時に更新する方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,456	7,456	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,662	4,662	—
(3) リース債権及びリース投資資産	7,488	8,243	755
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	975	975	—
(5) 長期貸付金	290	303	13
(6) 破産更生債権等 貸倒引当金(※)	△957	—	—
資産計	20,873	21,641	768
(1) 支払手形及び買掛金	14,233	14,233	—
(2) 短期借入金 (一年以内返済予定長期借入金を除く)	8,805	8,805	—
(3) 未払法人税等	1,388	1,388	—
(4) リース債務(流動及び固定)	13,331	13,146	△185
(5) 社債 (一年以内償還予定分を含む)	675	679	4
(6) 長期借入金 (一年以内返済予定分を含む)	12,943	12,950	7
負債計	51,377	51,204	△173

(※) 破産更生債権等は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権及びリース投資資産

これらの時価については、受取りリース料総額を信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、連結貸借対照表計上額については、支払元本相当額又は支払リース料総額によっているため、差額が生じております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの連結貸借対照表計上額及び時価について、取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

これらの時価は、債権ごとに債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、一部の債権については回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 破産更生債権等

これらの時価については、担保及び保証による回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

これらの時価については、支払リース料総額を信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、転リースに係るリース債務の連結貸借対照表計上額については、利息相当額を含んでいるため、差額が生じております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 934百万円）は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表に含めておりません。

<賃貸等不動産に関する注記>

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸用店舗等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
6,043	5,817

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 278円07銭

2. 1株当たり当期純利益 34円77銭

<重要な後発事象に関する注記>

(取得による企業結合)

当社は、平成28年4月29日開催の取締役会において、イギリスの南西部において自動車ディーラーを運営するWESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITEDの発行済株式のすべてを取得することを決議し、平成28年5月6日に子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED

事業の内容：日産、Renault、Dacia、Fiat、Abarth、Kia、Hyundaiの7ブランドの自動車販売、各種中古車販売、自動車整備全般、その他関連業務

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループの自動車販売関連事業の業容拡大のため

(3) 企業結合日 平成28年5月6日

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合後企業の名称 名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として議決権の100%を取得したことによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 2,970百万円 (19百万英ポンド) ※

取得原価 2,970百万円 (19百万英ポンド) ※

※修正条項が付されているため、暫定額を記載しております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 44百万円 (概算)

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,775	流 動 負 債	7,657
現金及び預金	425	短期借入金	5,769
前渡金	7	一年以内返済予定の長期借入金	1,111
前払費用	20	一年以内償還予定の社債	40
短期貸付金	2,177	未払金	39
未収入金	1,138	未払法人税等	565
繰延税金資産	2	未払費用	60
その他	1	未払消費税等	8
固 定 資 産	23,467	前受金	14
有 形 固 定 資 産	608	預り金	13
建物	409	賞与引当金	9
土地	196	その他	25
その他	2	固 定 負 債	3,531
無 形 固 定 資 産	12	社債	250
ソフトウェア	4	長期借入金	2,595
その他	8	役員退職慰労引当金	543
投資その他の資産	22,845	資産除去債務	61
投資有価証券	864	その他	81
関係会社株式	21,448	負 債 合 計	11,188
従業員長期貸付金	2	純 資 産 の 部	
長期前払費用	123	株 主 資 本	15,690
差入保証金	108	資本金	4,297
繰延税金資産	183	資本剰余金	2,827
破産更生債権等	475	資本準備金	1,925
その他	115	その他資本剰余金	901
貸倒引当金	△475	利 益 剰 余 金	8,664
資 産 合 計	27,242	利益準備金	254
		その他利益剰余金	8,409
		繰越利益剰余金	8,409
		自 己 株 式	△98
		評価・換算差額等	302
		その他有価証券評価差額金	302
		新 株 予 約 権	60
		純 資 産 合 計	16,053
		負 債 純 資 産 合 計	27,242

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,145
売 上 原 価		106
売 上 総 利 益		4,038
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,131
営 業 利 益		2,906
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	63	
受 取 保 証 料	9	
そ の 他	4	77
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
為 替 差 損	102	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10	
そ の 他	6	170
経 常 利 益		2,813
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4	4
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	70	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	648	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	78	
そ の 他	0	799
税 引 前 当 期 純 利 益		2,019
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△196	
法 人 税 等 調 整 額	△320	△516
当 期 純 利 益		2,535

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 剰 余 金 繰 上 り 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,297	1,925	901	2,827	254	7,873	8,128
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△2,000	△2,000
当期純利益						2,535	2,535
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	535	535
当 期 末 残 高	4,297	1,925	901	2,827	254	8,409	8,664

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 値 証 券 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等			
当 期 首 残 高	△98	15,154	349	349			—	15,503
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		△2,000						△2,000
当期純利益		2,535						2,535
株主資本以外の 項目の変動額(純額)			△47	△47			60	13
事業年度中の変動額合計	—	535	△47	△47			60	549
当 期 末 残 高	△98	15,690	302	302			60	16,053

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 有形固定資産 | 定率法 |
| (リース資産を除く) | なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法 |
| (リース資産を除く) | なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。 |
| (4) 長期前払費用 | 均等償却 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| (3) 役員退職慰労引当金 | 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。 |

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 3,316百万円

長期金銭債権 3百万円

短期金銭債務 1,994百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 193百万円

4. 担保に供している資産

投資有価証券 4百万円

以上は一年以内返済予定の長期借入金325百万円及び長期借入金956百万円の担保に供しております。

5. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入及び仕入債務等に対して債務保証を行っております。

5,233百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する売上高 4,003百万円

3. 関係会社に対するその他営業取引高 20百万円

4. 関係会社との営業取引以外の取引高 59百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 1,726,578株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	3百万円
役員退職慰労引当金	165百万円
投資有価証券	65百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
貸倒引当金	144百万円
関連会社株式	914百万円
子会社株式	371百万円
繰越欠損金	206百万円
その他	31百万円
繰延税金資産小計	1,903百万円
評価性引当額	△1,575百万円
繰延税金資産合計	327百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	132百万円
その他	9百万円
繰延税金負債合計	141百万円
繰延税金資産の純額	186百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の内兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	㈱ホンダ カーズ東海	所有 直接 100.00%	6	資金の貸借	資金の貸付	0	短期貸付金	—
					資金の回収	0	(注) 2	—
					資金の借入	400	短期借入金	—
					資金の返済 利息の支払	432 0	(注) 2	— —
				債務保証	仕入債務の保証 借入債務の保証 債務保証料	1,333 400 1	— — (注) 3	— — —
					担保提供	被担保提供料	0	(注) 4
	業務委託	業務委託収入	139	(注) 1	—			
	長野日産 自動車㈱	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の返済 利息の支払	322 7	短期借入金 (注) 2	880 —
					債務保証	借入債務の保証	342	—
				被債務保証	借入債務の被保証 被債務保証料	60 0	— (注) 3	— —
				業務委託	業務委託収入	158	(注) 1	—
	静岡日産 自動車㈱	所有 直接 100.00%	4	債務保証	借入債務の保証 債務保証料	60 0	— (注) 3	— —
				被債務保証	借入債務の被保証 被債務保証料	60 0	— (注) 3	— —
				業務委託	業務委託収入	131	(注) 1	—
	三河日産 自動車㈱	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	78 174 8	短期借入金 (注) 2	985 — —
					債務保証	借入債務の保証	347	—
				被債務保証	借入債務の被保証 被債務保証料	60 0	— (注) 3	— —
				業務委託	業務委託収入	116	(注) 1	—
	㈱日産サテオ 埼玉	所有 直接 100.00%	4	債務保証	借入債務の保証 債務保証料	— 1	— (注) 3	— —
				業務委託	業務委託収入	92	(注) 1	—
	㈱フォード ライフ中部	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収	5 5	短期貸付金 (注) 2	— —
					業務委託	業務委託収入	12	(注) 1
	㈱日産サテオ 奈良	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	300 300 0	短期貸付金 (注) 2	— — —
					資金の借入 資金の返済 利息の支払	0 0 0	短期借入金 (注) 2	— — —
債務保証					借入債務の保証 債務保証料	300 1	— (注) 3	— —
業務委託					業務委託収入	38	(注) 1	—

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の内兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	エルシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	1,223 973 6	短期貸付金 (注) 2 —	974 — —
				債務保証	仕入債務の保証 借入債務の保証 債務保証料	251 285 0	— — (注) 3	— — —
				業務委託	業務委託収入	24	(注) 1	—
	VTインター ナショナル(株) (注) 5	—	—	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	20 70 0	短期貸付金 (注) 2 —	— — —
					資金の借入 資金の返済 利息の支払	30 30 0	短期借入金 (注) 2 —	— — —
				債務保証	仕入債務の保証 借入債務の保証 債務保証料	— — 0	— — (注) 3	— — —
				増資	第三者割当増資	50	(注) 6	—
	ピーシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	158 52 0	短期貸付金 (注) 2 —	180 — —
				債務保証	借入債務の保証 債務保証料	5 0	— (注) 3	— —
				増資	第三者割当増資	50	(注) 6	—
	J-net レンタリース(株)	所有 直接 45.25% 間接 54.20%	2	車両のリース	車両のリース 支払利息相当額	0 0	リース資産 リース債務(流動)	— —
				債務保証	借入債務の保証 不動産賃貸借契約等に対する債務保証	— 36	— (注) 7	— —
				業務委託	業務委託収入	39	(注) 1	—
	CCR MOTOR CO. LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取	91 1	短期貸付金 (注) 2	137 —
債務保証				仕入債務の保証 借入債務の保証 不動産賃貸借契約等に対する債務保証	308 688 75	— — (注) 7	— — —	
債務保証料				債務保証料	3	(注) 3	—	
エスシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	299 286 1	短期貸付金 (注) 2 —	109 — —	
SCOTTS MOTORS ARTARMON (PTY) LTD	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	227 8 15	短期貸付金 (注) 2 —	533 — —	
GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	551 276 3	短期貸付金 (注) 2 —	242 — —	

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員(兼任等)の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	(株)シー・イー・エス	所有 直接 85.00%	2	資金の貸借	資金の借入 利息の支払	0 0	短期借入金 (注) 2	103 -
	(株)エムジーホーム	所有 直接 42.54%	2	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	676 676 1	短期貸付金 (注) 2 -	- - -
					資金の借入 資金の返済 利息の支払	0 0 0	短期借入金 (注) 2 -	- - -
					借入債務の保証 債務保証料	798 1	- (注) 3	- -
					資金の貸付 資金の回収 利息の受取	45 45 0	短期貸付金 (注) 2 -	- - -
	(株)アーキッシュ ギャラリー	所有 間接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	45 45 0	短期貸付金 (注) 2 -	- - -
	(株)MIRAIZ	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	229 229 0	短期貸付金 (注) 2 -	- - -

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を参考にして一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には消費税等を含めておりません。
2. 子会社各社及び関連会社との間で発生する資金の貸借につきましては、市場金利を勘案しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 金融機関からの借入に対する連帯債務保証及び被連帯債務保証であり、保証額等に基づき保証料を算定しております。
4. 金融機関からの借入に対し、不動産の担保提供(根抵当設定限度額450百万円)を受けており、年率0.38%の被担保提供料を支払っております。
5. 当社は平成28年3月1日付で、連結子会社であったVTインターナショナル(株)の全株式を売却しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
6. 当社がピーシーアイ(株)の行った第三者割当増資を1株につき50千円で全額引き受けたものであります。
7. 不動産賃貸借契約等に対して、債務保証を行ったものであります。なお、取引金額は未経過賃料残高を記載しております。

＜1株当たり情報に関する注記＞

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 135円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円55銭 |

＜重要な後発事象に関する注記＞

(子会社株式の取得)

当社は、平成28年4月29日開催の取締役会において、イギリスの南西部において自動車ディーラーを運営するWESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITEDの発行済株式のすべてを取得することを決議し、平成28年5月6日に子会社化いたしました。

詳細は、連結計算書類の連結注記表＜重要な後発事象に関する注記＞（取得による企業結合）に記載のとおりです。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 吉田正道 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大國光大 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VTホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月29日開催の取締役会において、WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITEDの発行済株式のすべてを取得することを決議し、平成28年5月6日に子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

V Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 吉田正道 ㊞

業務執行社員

代表社員 公認会計士 大國光大 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年4月29日開催の取締役会において、WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITEDの発行済株式のすべてを取得することを決議し、平成28年5月6日に子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

V T ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 加 藤 晴 規 ㊟

常勤監査役 河 合 重 幸 ㊟

監 査 役 柴 田 和 範 ㊟

監 査 役 鹿 倉 祐 一 ㊟

(注) 監査役加藤晴規、柴田和範および鹿倉祐一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 登記上の本店所在地は愛知県東海市であるものの、実際の本店業務を名古屋市中区錦三丁目10番32号の栄VTビルにおいて実施していることから、本店所在地を愛知県名古屋市に変更するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条第2項及び第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県 <u>東海</u> <u>市</u> に置く。	第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を愛知県名 <u>古</u> <u>屋</u> 市に置く。

現行定款	変更案
<p data-bbox="148 178 496 238">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="132 246 359 276">第26条 (条文省略)</p> <p data-bbox="185 284 552 624">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="148 684 496 745">第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="132 752 359 783">第35条 (条文省略)</p> <p data-bbox="185 790 552 1130">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="294 1161 384 1191">(新 設)</p>	<p data-bbox="585 178 932 238">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="568 246 818 276">第26条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 284 988 654">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="585 684 932 745">第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="568 752 818 783">第35条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="622 790 988 1130">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="736 1161 815 1191">附 則</p> <p data-bbox="568 1199 988 1327"><u>第3条の規定変更は、平成28年7月1日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	たか はし かず ほ 高橋 一徳 (昭和28年1月18日)	昭和58年3月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成15年4月 ㈱ホンダベルノ東海（現・㈱ホンダカーズ東海）代表取締役社長 平成18年4月 エルシーアイ㈱ 代表取締役社長（現任） 平成27年6月 ㈱ホンダカーズ東海 代表取締役社長（現任）	3,277,800株
[取締役候補者とした理由] 当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。その経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	いとう まさ ひで 伊藤 誠 英 (昭和35年9月27日)	平成8年10月 当社入社 平成9年4月 当社総務部長 平成10年6月 当社取締役総務部長 平成11年6月 当社常務取締役関連会社担当兼総務部長 平成15年4月 当社常務取締役経営戦略本部長 平成17年7月 E-エスコ㈱（現・㈱MIRAIZ）代表取締役社長（現任） 平成19年4月 ㈱トラスト 代表取締役社長 平成20年6月 当社専務取締役経営戦略本部長 平成23年6月 ㈱アーキッシュギャラリー 代表取締役社長（現任） 平成25年8月 エスシーアイ㈱ 代表取締役社長（現任） 平成26年6月 当社専務取締役経営戦略本部長 兼 コンプライアンス推進部長 平成26年10月 当社専務取締役経営戦略本部長（現任） 平成27年6月 ピーシーアイ㈱ 代表取締役社長（現任）	1,413,650株
[取締役候補者とした理由] 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略の実現に尽力いただいております。その優れた経営能力から、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	やまうち いちろう 山内 一郎 (昭和34年6月27日)	平成11年1月 当社入社 経理部長 平成15年4月 当社管理部長 平成15年6月 当社取締役管理部長 平成18年6月 J-netレンタリース(株) 代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役管理部長 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長 平成26年10月 当社常務取締役管理部長 (現任)	443,300株
[取締役候補者とした理由] 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の経理・財務をはじめ管理部門の中核を担っております。その高い専門性と識見、幅広い経験は、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略を実現するうえで、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	かとう かずひこ 加藤 和彦 (昭和30年11月2日)	平成13年8月 当社入社 平成16年4月 静岡日産自動車(株) 代表取締役副社長 平成17年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役 (現任) 平成24年4月 (株)日産サテリオ埼玉 代表取締役社長 平成28年4月 (株)モーターレン静岡 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)モーターレン静岡 代表取締役社長	112,000株
[取締役候補者とした理由] 主に日産系販売会社の経営者として、長年にわたる豊富な経験と実績を有しております。現在は、M&Aにより子会社化した企業の経営改革による業績改善に尽力し、グループ業績の向上に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。			
5	ほり なおき 堀 直樹 (昭和39年3月30日)	平成8年7月 当社入社 平成12年10月 当社住宅事業部長 平成15年4月 当社新規事業部長 平成16年8月 (株)ホンダベルノ東海 (現・(株)ホンダカーズ東海) 代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役管理部長 平成18年8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長 平成18年10月 当社取締役コンプライアンス推進部長 平成19年6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長 (現任) 平成26年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ヤマシナ 代表取締役社長	199,000株
[取締役候補者とした理由] 当社において管理部門、新規事業部門を歴任し、またグループ会社の経営者としても豊富な経験と実績を有しております。現在は、持分法適用関連会社である上場会社の経営者として経営改革に尽力し、グループ業績の向上に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	あさくま やすのり 朝熊康則 (昭和23年7月8日)	昭和47年4月 名工建設(株)入社 平成16年6月 同社執行役員経営管理本部総務部長 平成18年6月 同社取締役執行役員経営管理本部総務部長 平成21年6月 同社取締役執行役員東京支店長 平成22年6月 同社取締役常務執行役員東京支店長 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	2,000株
[社外取締役候補者とした理由] 長年上場企業の管理部門、営業統括部門を歴任し、幅広い経験と知識を有しております。現在は、取締役会、投資委員会等において、社外取締役として業務執行から独立した立場から、妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただいております。以上のことから、引き続き社外取締役候補者としております。			
7	やまだ ひさたけ 山田尚武 (昭和39年8月1日)	平成4年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会) 弁護士登録 平成4年4月 小山齊法律事務所 入所 平成8年4月 しょうぶ法律事務所 開設 同所代表 就任 平成25年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 設立 同所代表 就任(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表	一株
[社外取締役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。また、取締役会、投資委員会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な助言・監督を行っていただいております。引き続き社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 当社(昭和58年3月22日設立、実質上の存続会社)は、株式額面を変更するため、平成9年4月に(株)ホンダオートセールス(昭和53年4月11日設立、形式上(登記上)の存続会社)と合併いたしました。上記は、実質上の存続会社を当社として記載しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 朝熊康則氏、山田尚武氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者朝熊康則氏、山田尚武氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって朝熊康則氏が2年、山田尚武氏が1年であります。
5. 社外取締役候補者朝熊康則氏は、当社の特定関係事業者(子会社)である(株)ホンダカーズ東海、静岡日産自動車(株)、(株)日産サファイオ埼玉の監査役であります。
6. 社外取締役候補者山田尚武氏が代表を務める弁護士法人しょうぶ法律事務所と当社の間には、委任契約がありますが、同氏は当社の委任案件には一切関与しておらず、かつ当社から同所への支払額は、当社が定める社外役員の独立性判断基準(61頁の〈ご参考〉を参照ください。)における取引基準額を下回っております。

7. 当社は、朝熊康則氏、山田尚武氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、朝熊康則氏、山田尚武氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。
なお、朝熊康則氏、山田尚武氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 「所有する当社株式の数」については、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名（うち社外監査役3名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	かとう はるのり 加藤 晴規 (昭和25年9月29日)	昭和47年3月 ダイナパック㈱(旧・日本ハイパック㈱) 入社 平成20年3月 同社執行役員 総務部長 平成22年3月 同社監査役 平成26年6月 当社社外監査役(現任)	1,800株
[社外監査役候補者とした理由] 上場会社の執行役員、監査役を歴任し、内部統制、監査役監査をはじめ、管理監督分野全般において、幅広い経験と知識を有し、当社及びグループ会社の監査体制の向上に注力いただいております。また、当社グループの監査や取締役会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な指導・助言を行っていただいております、引き続き社外監査役候補者としております。			
2	かわい しげゆき 河合 重幸 (昭和23年2月27日)	昭和45年4月 日本特殊陶業㈱入社 平成2年4月 英国NGKスパークプラグ㈱ 副社長 平成3年9月 マレーシアNGKスパークプラグ㈱ 総支配人 平成12年4月 日本特殊陶業㈱ 国内市販部長 平成20年4月 当社入社 内部監査室副室長 平成24年6月 当社監査役(現任)	6,100株
[監査役候補者とした理由] 平成20年4月に内部監査部門に入社以来、財務報告の信頼性や法令遵守等を目的とした内部監査を実施、監査役就任以降は、当社及びグループ会社の内部統制に対する助言・監督に貢献していただいております。その経験から、当社及びグループ会社の内部統制の維持・向上に重要な役割を果たしており、引き続き監査役候補者としております。			
3	しば たかずのり 柴田 和範 (昭和31年6月22日)	昭和58年3月 公認会計士登録 昭和61年4月 公認会計士柴田和範会計事務所開設 平成4年6月 ㈱柴田会計設立 代表取締役社長(現任) 平成14年6月 当社社外監査役(現任) 平成16年6月 ㈱トラスト 社外監査役 (平成28年6月17日退任予定) (重要な兼職の状況) ㈱柴田会計 代表取締役社長 仰星監査法人 理事	一株
[社外監査役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり公認会計士として活躍しており、財務及び会計や税務に関して豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的知見から、当社の業務執行者から独立した立場で、当社のコーポレートガバナンスの維持・強化に資する適切な助言・提言をいただいております、引き続き社外監査役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがた 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	か くら ゆう いち 鹿 倉 祐 一 (昭和42年5月28日)	平成10年4月 名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会）弁護士 登録 平成14年10月 鹿倉法律事務所開設 同所代表（現任） 平成17年6月 ㈱トラスト 社外監査役 （平成28年6月17日退任予定） 平成19年6月 当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 鹿倉法律事務所 代表	-株

〔社外監査役候補者とした理由〕

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知見や経験から、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの維持・向上に貢献いただいております。その高い専門性から、当社の経営判断において適法性を確保するために必要な存在であると判断し、引き続き社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一の3氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- また、河合重幸氏が、監査役に選任された場合は、「第1号議案 定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、河合重幸氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 加藤晴規氏、柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、現に当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって加藤晴規氏が2年、柴田和範氏が14年、鹿倉祐一氏が9年となります。
5. 柴田和範氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である㈱ホンダカーズ東海、静岡日産自動車㈱の監査役であり、鹿倉祐一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である㈱アーキッシュギャラリーの監査役であります。
- また、鹿倉祐一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）であるエムジーホーム㈱の監査役の三親等以内の親族であります。
6. 当社は、加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一の3氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、㈱東京証券取引所及び㈱名古屋証券取引所に届け出ております。なお、加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一の3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 「所有する当社株式の数」については、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

〈ご参考〉

社外役員の独立性判断基準

当取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社及び子会社の業務執行者又は出身者でないこと。また本人の近親者等が、過去5年間において当社及び子会社の業務執行者でないこと。ただし、「近親者等」とは、本人の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族（同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁含む）」、及び「3親等内の姻族」）をいう。
2. 本人が、現在又は過去5年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - （1）事業年度末において、当社の議決権を10%以上保持する大株主の業務執行者。
 - （2）当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結総売上高の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者、又はその年間取引金額が相手方の連結総売上高の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者。
 - （3）当社及び子会社の主要な借入先（当社及びグループ会社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者。
 - （4）当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
 - （5）当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭等を得ている者。当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入額の2%を超え、かつ1千万円を超える金銭等を得ている者。
 - （6）当社の役員相互就任先の業務執行者。
 - （7）当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、2（1）乃至（7）に該当しないこと。

以 上

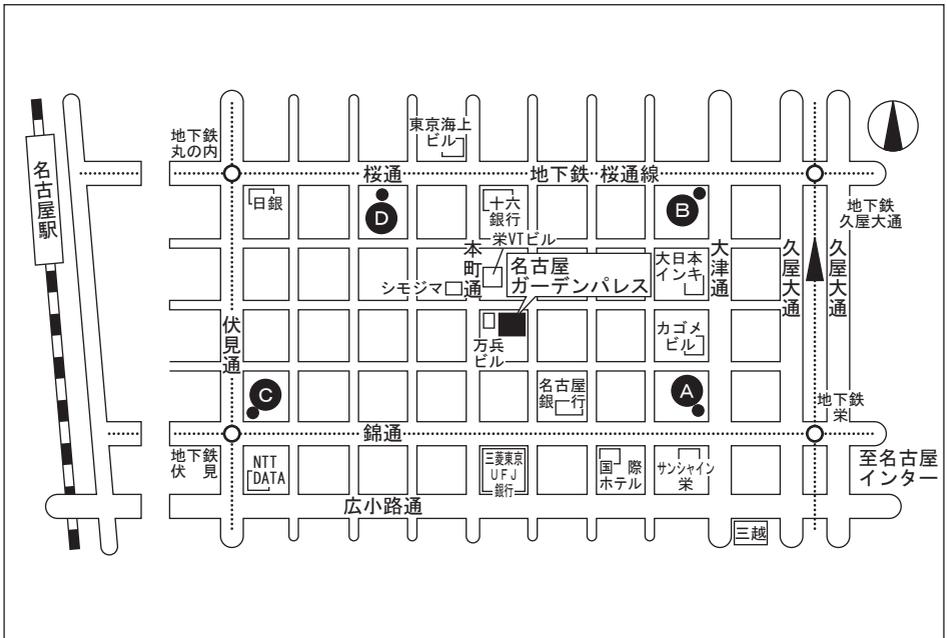
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図



会 場：名古屋市中区錦三丁目11番13号

ホテル名古屋ガーデンパレス 3階 栄の間

- 交 通：
- ①地下鉄（名城線・東山線）「栄」駅 1番出口から徒歩7分
 - ②地下鉄（名城線・桜通線）「久屋大通」駅 4番出口から徒歩7分
 - ③地下鉄（鶴舞線・東山線）「伏見」駅 1番出口から徒歩8分
 - ④地下鉄（鶴舞線・桜通線）「丸の内」駅 5番出口から徒歩5分

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。